

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 20 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務しており、長男の出産を控えて退社した。ところが、年金事務所へ照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給済みとの回答があった。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶が無く、説明も受けていないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、脱退手当金は、婚姻後 22 か月を経過した昭和 35 年 10 月 5 日に支給されていることが確認できることから、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は改姓されておらず旧姓のままであることから、申立人本人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた事業所は、当初のA事業所（昭和 32 年 5 月 20 日から 33 年 2 月 1 日）からB事業所（33 年 2 月 1 日から 35 年 7 月 1 日）へ事業所名が変遷しているところ、申立人が資格喪失した当時のB事業所の供述によると、「事務処理は自分一人でやっていたが、脱退手当金の請求をした記憶はない。」としており、申立人が資格喪失した当時、事業主による代理請求が行われていた事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録上の脱退手当金の支給額は、所定の計算に基づき算出される申立期間の脱退手当金相当額と 177 円の相違が見られ、その相違の発生原因も不明であることから、適正な事務処理がなされていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（64万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を64万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

私のA社における平成19年12月の標準賞与額は34万円と記録されているが、実際に支払われた賞与額は64万200円である。給与明細書を会社が保存しており、実際に支払われた賞与額に見合う保険料が控除されていたことは明らかなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した「2007年賞与明細書」及び「平成19年賃金台帳一覧」並びに申立人が提出した「平成19年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（64万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、磁気媒体届書による健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記録された申立人の申立期間に係る賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致していることが確認できるところ、事業主は、「誤った賞与支給額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していたため、実

際に支払った賞与額に見合う保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③のうち平成5年2月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①及び③のうち平成4年11月1日から5年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を32万円に、申立期間③のうち4年11月から5年1月までの期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び③のうち平成4年11月から5年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月1日から55年10月1日まで
② 昭和56年8月1日から61年10月1日まで
③ 平成4年10月1日から5年10月1日まで

私は、A社の設立に当たり、工場長として昭和47年から同社に勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録では、全ての申立期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。また、私の部下であった者より標準報酬月額が低く記録されている期間もあることに納得がいかないため、全ての申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち平成5年2月から同年9月までの期間については、B厚生年金基金の当該期間の標準報酬月額は、53万円と記録されていることが確認できる。平成5年2月にA社が当該基金に提出したとして保管している「加入員標準給与決定通知書」によると、「厚年の従前500千円」「厚年の決定530千円」と記載されており、同年2月に標準報酬月額を50万円から53万円に変更する旨届け出ていることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間③当時、報酬月額変更届の様式は複写式であり、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金に対し同様の記載内容で届け出た。」と供述している。

さらに、平成5年8月にA社が当該基金に提出したとして保管している同年10月の定時決定に係る「加入員標準給与決定通知書」によると、「厚年の従前530千円」「厚年の決定530千円」と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち平成5年2月から同年9月までの期間については、事業主が申立人の申立事業所における当該期間の標準報酬月額は53万円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については53万円に訂正することが妥当である。

- 2 申立人は、全ての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 3 申立期間①について、申立事業所が提出した「C会議事録」（昭和54年10月付け文書）並びに申立事業所の回答及び当時の同僚の供述から判断すると、当該期間における申立人の報酬月額について、申立人はその主張する報酬月額が支給されていたことが認められる。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の控除については、前述の「C会議事録」で申立人の役員報酬額が確認できる。商業登記簿謄本で確認できる6人の役員のうちA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を除く4人の役員全員について、申立期間①当時、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額（当時の最高等級である第36級の標準報酬月額32万円）として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚は、「当時、事業所の経営が悪化していたようなことはなかった。」と供述している上、申立事業所は、「申立人は当社の創立時から役員として就任していた。申立期間②は、会社の業績は右肩上がりだっ

た時代なので、業績に比例して給与が増額されていた経緯を考えると、申立人のみ標準報酬月額が大幅に下がるのは考え難いものがある。同僚の標準報酬月額の記録や申立人に係る申立期間前後の標準報酬月額の記録等とも併せて鑑みると、申立期間①については、申立人の主張どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除していたのではないかと供述していること等から判断すると、申立人の厚生年金保険料については、「C会議事録」に明記された役員報酬額に基づく標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから判断すると、申立人の標準報酬月額については、昭和 54 年 10 月から 55 年 9 月までの期間を 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が、「申立人に係る申立期間前後の標準報酬月額の記録とその他の同僚の標準報酬月額の記録を鑑みると、申立人について誤った報酬月額を届け出たかもしれない。」と供述していることから、事業主は申立人の主張する報酬月額を社会保険事務所に届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間③のうち平成 4 年 11 月から 5 年 1 月までの期間については、申立事業所が保管する当該期間に係る資料から、申立人の報酬月額(55 万 2,700 円)に見合う標準報酬月額(53 万円)が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(50 万円)を超えていることが確認できるとともに、平成 4 年 12 月については、申立人が所持する給与明細書において、申立人は当該報酬月額に見合う標準報酬月額(53 万円)より高い標準報酬月額(56 万円)に見合う厚生年金保険料(31,640 円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、資料で確認できる報酬月額から、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③のうち平成 4 年 11 月から 5 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間③当時、報酬月額算定基礎届の様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し同様の記載内容にて届け出た。」と供述しているところ、B 厚生年金基金における平成 4 年 11 月から 5 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は資料から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主

は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間②については、B厚生年金基金が保管する加入員台帳において、申立期間②のうち、申立事業所がB厚生年金基金に加入した昭和59年4月から61年9月までの期間に係る標準報酬月額が確認できるところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する申立期間②を含む昭和60年6月から62年3月までの期間に係る預金通帳の取引記録から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と符合していることがうかがえる上、当該取引記録から、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、申立期間③のうち平成4年10月については、定時決定に係る標準報酬月額の算定基礎となる同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額は、申立事業所が保管する当該期間に係る資料から49万4,200円であることが確認でき、当該報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額(50万円)は、オンライン記録上の4年10月の標準報酬月額(50万円)と一致することが確認できる。

加えて、申立期間③のうち平成4年10月のB厚生年金基金が保管する加入員台帳において確認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は申立期間②及び申立期間③のうち平成4年10月における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び申立期間③のうち平成4年10月に係る標準報酬月額について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び申立期間③のうち平成4年10月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成8年4月1日から10年3月31日までの期間においてA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が無い。申立期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の就業週報及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、平成8年4月1日から10年3月31日までの期間においてA社で勤務していることが確認できる。

また、申立事業所の当時の厚生年金保険事務担当者が、「申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、退職日の翌日として届出を行うべきところを、誤って退職日を届け出た。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10

年2月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成10年4月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いところ、申立事業所及び当時の厚生年金保険事務担当者が、「誤って離職日を資格喪失日として申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した。」と供述している上、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が、「平成10年3月31日」と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年6月までの期間及び49年4月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月から46年6月まで
② 昭和49年4月から54年9月まで

申立期間①については、昭和46年3月までは学生であったが、母が私の国民年金加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、A事業所とB事業所に半年間ずつ交替の形で勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私が、市役所内の銀行の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び②の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、「母が、私の国民年金保険料を納付していた。」と主張するのみであり、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、「A事業所又はB事業所に勤務し、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、当該期間のうち、昭和50年11月から51年3月までの期間は、申立人は、C社に勤務していたことが確認できる上、

申立人は、「申立期間②の保険料は、D銀行E出張所で納付していた。」としているところ、D銀行は、「E出張所は昭和51年10月に開設された。」と回答しており、申立期間②の一部については、同出張所窓口において国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然さが見られる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 455（事案 148、408 の再々申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、保険料の納付事実が確認できない旨の回答をもらった。

私は、昭和 61 年 4 月に妻と一緒に国民年金に加入し、その後、妻が申立期間に係る国民年金保険料全額を納付したと記憶している。

申立期間は、厚生年金保険第 4 種被保険者の資格喪失後から基礎年金制度導入前の期間に当たり、また、私は、申立期間以後 60 歳になるまで、国民年金保険料は遅滞なく全額納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、昭和 61 年 4 月以降であったことを思い出したので、再調査の上、納付記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間は旧国民年金法では任意加入しなければ国民年金被保険者とならない期間となるが、申立期間中に住所地があった A 市 B 区の記録でも、当該期間中に申立人が任意加入被保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成 20 年 6 月 11 日付け及び 22 年 2 月 24 日付け）が行われている。

申立人は、保険料の納付を開始したとする時期について、前々回の申

立ては「昭和 61 年 4 月」、前回の申立てにおいては、「昭和 60 年度末」としていたものを、今回、「昭和 61 年 4 月以降に納付した。」と変更して申し立てているが、委員会の判断の理由は前述のとおりであり、申立期間は制度上納付することができない期間であることから、当該申立ては委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年11月まで

私は、最初に就職した事業所を退職するとき、「国民年金に加入する必要がある。」旨の助言を受け、両親からも「国民年金保険料を納付しないと将来困る。」と言われていたので、昭和59年10月頃に国民年金に加入し、保険料を納付していたと思う。保険料の納付方法については、納付書が定期的に郵送されて来ており、毎月末に金融機関で納付していたと思うので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年10月頃に国民年金の加入手続を行い、納付書が送られて来ていたので、毎月末に金融機関で国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町（現在は、B市）で平成4年11月1日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「これまで交付を受けた年金手帳は一冊のみである。」としている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、当初「B市で国民年金に加入した。」と申し立てた後に「A町に居住していた時に加入手続を行った。」と主張するなど申立内容が変遷し、国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国

民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年12月まで

私は、昭和47年3月に短期大学を卒業し、同年4月から習い事の講師として働き始め、講師となった当初に国民年金についての説明を受け、市役所で加入手続を行った。市役所の年金担当職員であった中学校時代の先輩が手続を行ってくれた記憶がある。

その後は取引のあった金融機関の職員が自宅に来た時に納付書と現金を渡して保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月8日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が提出した「国民年金納付書および領収書」及び特殊台帳により、申立期間直後の昭和51年1月から53年2月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された53年3月に一括納付されていることが確認できることから、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、制度上納付可能な時効完成前の全ての国民年金保険料を納付したものの、申立期間の保険料については時効完成により納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、市役所からの聴取により、申立人が挙げた申立人の国民年金加入手続を行ったとする職員は、昭和52年7月15日から58年6月30日までの期間において国民年金担当課に在籍しており、申立人が国民年金の加入手続を行った時期としている47年4月頃は同課に在籍していなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 21 日から 53 年 5 月 1 日まで

私は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のとおり、昭和 52 年 7 月 21 日に A 事業所（現在は、B 社）に入社し、平成元年 4 月までの期間において継続して勤務していた。申立期間中に社長から健康保険被保険者証を交付されたことを鮮明に憶えているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同事業所が法人化された後の 53 年 5 月 1 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間に A 事業所で勤務していることが確認できる。

しかし、適用事業所名簿により、申立事業所は昭和 53 年 5 月 1 日に B 社として厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できるとともに、B 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 53 年 5 月 1 日であることが確認でき、当該被保険者資格の取得日は、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における被保険者資格の取得日と一致している。

また、B 社は、「申立期間について従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことは無かった。厚生年金保険料は、当社が新規に社会保険の適用事業所に該当することとなった昭和 53 年 5 月の給与から控除した。」と説明し

ている。

さらに、当時の同僚は、「申立期間当時、私は国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたので、仮に厚生年金保険料が給与から控除されていれば二重で保険料を納付していたことになり、不自然に思うはずだから、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無かったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚は申立期間において国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月から 28 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 5 月に試験に合格し、ただちにA事業所に勤務した。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記録では昭和 28 年 3 月 1 日に資格を取得し、同年 6 月 21 日に資格を喪失したと記録されている。

申立期間に勤務したことは、事業所年譜等の資料からも明らかであるため、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する履歴書、事業所年譜及び申立期間に撮影されたと推認される写真等から判断すると、申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同僚であったとして氏名を挙げた複数の同じ職種の者については、前述の資料等から推認できる勤務期間と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険の被保険者期間が一致しない者や、当該被保険者名簿に氏名が無い者が見受けられることなどから判断すると、当時、申立事業所では、同じ職種の者について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがえる。

また、申立事業所に申立期間当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、当時の事業主、事務担当者及び同僚は、既に死亡又は連絡を取ることができない状況のため、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 27 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの期間において、A 県に所在する B 社に入社し、同社が経営する店舗の業務に 1 年間程度従事した。

勤務していた期間のうち昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 27 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、その前後の期間の記録が無いのは納得がいかない。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚が、「申立人が勤務していた時期は不明であるが、1 年間程度勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険の被保険者期間（昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 27 日までの期間）以外の期間についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、同僚の一人は、聴取結果から推認される勤務開始日と B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないことから判断すると、同社においては、申立期間当時、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和37年4月24日に「調査員総合調査済」との記載が確認できる
ところ、当該被保険者名簿において、36年6月7日及び同年12月1日に被保
険者資格を取得したとされとされる者8人のうち、6人の記録が訂正されてい
ることが確認できる一方、同調査の際に既に資格を喪失している申立人を含む
二人については当該記録が訂正されていないことが確認できる。

さらに、B社の事務担当者は、「従業員の給与から控除した厚生年金保険料
については、事業所負担分の保険料額との合計額について、毎月保険料の納入
告知額と必ず照合しており、一致しないことはなかった。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿には、両申立期間における申立人の氏名は無い。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実
を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連
資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月4日から43年6月27日まで

私の給与額は、A事業所への入社時の契約では、定額3万5,000円で、その額から早退日及び休暇取得日の賃金は差し引かれていたと記憶している。

私が所持する退職時に作成された離職証明書においても、ほとんどの月の賃金額が3万5,000円以上となっているのに、年金事務所の記録では標準報酬月額が2万8,000円とされているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「当時の給与額は定額で3万5,000円であった。」と申し立てしているところ、申立人が所持する失業保険被保険者離職証明書（事業主控）から確認できる離職前6か月分（昭和42年12月から43年6月までの期間）の賃金支払状況等の賃金額の欄には、「3万2,000円」から「3万9,790円」の範囲の金額が記載されているが、基本給及び各種手当等の内訳は確認できない上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除等が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記の同僚のうち連絡の取れた5人に当時の昇給等について照会し

たところ、回答のあった3人全員が、「在籍した期間において、昇給は無かった。」と回答しており、前述の被保険者名簿において、当該同僚に係る標準報酬月額、申立人と同様に、資格取得時から資格喪失時までの期間において変更が無かったことが確認できる。

加えて、元事業主によると、「当時の関連資料は残っておらず、申立人の当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除の状況等については確認できない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。